

# 社団法人 日本薬局協励会 定款・諸規定集

## 第 1 編

### 定 款

#### 第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は、社団法人日本薬局協励会と称する。
- 第 2 条 本会は、事務所を東京都渋谷区代々木 3 丁目 46 番 16 号に置く。

#### 第 2 章 目的及び事業

- 第 3 条 本会は、薬局経営者の医療担当者としての地位を確立し、より高い、文化的な薬局経営を目指した薬局経営者の知識技能水準及び倫理水準の向上を図り、もって国民の保健衛生の確保に寄与することを目的とする。
- 第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 人格錬成、一般知識の研究及び公衆衛生に寄与するための会合の開催
  2. 薬局経営者の技術向上に必要な学術の研究会及び講習会の開催
  3. 薬局経営の科学的経済的合理化の研究と指導
  4. 薬局の設備の改善、拡充のための研究と指導
  5. 一般大衆に対する公衆衛生の無料相談会の開催
  6. 薬局の社会的機能の向上及び会員の地位向上に関する実際運動
  7. 正しい薬局倫理の指導と実践
  8. 国民の衛生思想の普及啓発に役立つ展覧会等の開催
  9. 機関誌及び国民の衛生思想普及に必要なパンフレット等の発行
  10. 優良薬品、薬局経営に必要な商品、器具、書籍の紹介及び普及
  11. 関係官庁、団体との連絡、提携及びその援助協力
  12. 内外の図書、雑誌その他研究資料を備え、会員及び一般の縦覧に供すること
  13. 会員の厚生福祉に関する事業
  14. その他本会の目的達成に必要な事業

#### 第 3 章 会 員

- 第 5 条 本会の会員は、正会員、特別会員及び賛助会員とする。
- 第 6 条 薬局経営者であって、本会の目的に積極的に賛同する者は、正会員となることができる。
- 第 7 条 正会員薬局に従事する者は、特別会員となることができる。
- 第 8 条 薬局業務関係者であって、本会の目的に協賛する個人又は法人は、賛助会員となること

できる。

第 9 条 本会に入会しようとする者は、所定の手続きをとり会長の承認を受けなければならない。

第 10 条 会員は、次の事由によりその資格を失う。

- (1) 退会
- (2) 死亡又は解散
- (3) 除名
- (4) 2年以上会費を滞納したとき

第 11 条 会員が退会しようとするときは、書面でその旨を届け出なければならない。

第 12 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第 13 条 この章に定めるもののほか、会員に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第4章 役員

第 14 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 9名以上14名以内
- (2) 監事 3名以上6名以内

2. 理事のうち、1名を会長、4名以内を副会長、4名以上6名以内を常任理事とする。

第 15 条 理事および監事は、総会において選任する。

2. 会長、副会長、常任理事は、理事の互選によりこれを定める。
3. 理事および監事は、相互に兼ねることができない。
4. 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届けなければならない。
5. 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届けなければならない。

第 16 条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会務を掌る。
3. 常任理事は、本会の常務を分担処理する。
4. 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
5. 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が定めた順位により副会長又は理事がその職務を代行する。
6. 監事は、本会の業務及び会計を監査する。
7. 監事は、毎年監査の結果を総会及び運営委員会に報告しなければならない。

第 17 条 役員任期は、2年とする。ただし、後任者が就任するまでの間は、前任者がその職務を

行うものとする。

2. 補欠又は増員のため選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 会長は、第1項の規定にかかわらず不適任と認めたときは、総会の承認を得て、役員を解任することができる。

第 18 条 役員に欠員が生じたときは、第 15 条に定めるところにより補欠選任を行う。ただし、会長を除く役員の補欠選任については、第 14 条に定める最低員数を欠かず且つ業務に支障がない場合に限り、これを行わないことができる。

第 19 条 本会に顧問、相談役及び参事を置くことができる。

2. 顧問、相談役及び参事は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
3. 顧問、相談役及び参事の任期は、委嘱した会長の残任期間とする。
4. 顧問、相談役及び参事は、会長の諮問に応じ、随時意見を述べるすることができる。

第 20 条 この章に定めるもののほか、役員に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第 5 章 会 議

第 21 条 会議は、次の種類に分ける。

- (1) 総 会
- (2) 運 営 委 員 会
- (3) 常任運営委員会
- (4) 理 事 会
- (5) 常 任 理 事 会

第 22 条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2. 定時総会は、毎年6月に、会長が招集する。
3. 会長は、必要あると認めたときは、臨時総会を招集することができる。
4. 副会長及び理事の全員、監事の全員又は正会員の3分の1以上から、会議に付議すべき事項を示して、臨時総会を招集すべき旨の請求があったときは、会長はすみやかにこれを招集しなければならない。

第 23 条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員の選任及び解任
- (5) 入会金、会費の額
- (6) 解散
- (7) 解散した場合の残余財産の処分

(8) その他会長が必要と認めた事項

第 24 条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決を行うことができない。

第 25 条 総会の議長は、会長又は会長の指名した者がこれにあたる。

2. 総会の議決は、別に定めある場合を除き、第 23 条第 1 号、第 6 号、第 7 号に係るもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長これを決する。

第 26 条 運営委員会は、定時運営委員会及び臨時運営委員会とする。

2. 定時運営委員会は、毎年 1 回 4 月末日までに会長が招集する。

3. 会長が必要があると認めたときは、臨時運営委員会を招集することができる。

4. 副会長及び理事の全員、監事の全員又は常任運営委員及び運営委員の各 2 分の 1 以上から、会議に付議すべき事項を示して、臨時運営委員会を招集すべき旨の請求があったときは、会長はすみやかにこれを招集しなければならない。

第 27 条 運営委員会は、会長、副会長、理事、常任運営委員及び運営委員をもって構成する。

2. 常任運営委員は、合同支部長とし、運営委員は、支部長とする。

第 28 条 次に掲げる事項は、運営委員会の議決又は承認を経なければならない。

(1) 定款変更案

(2) 定款施行規則の決定

(3) 事業報告案及び決算案

(4) 事業計画及び予算案

(5) その他常任運営委員会又は理事会で必要と認めた事項

第 29 条 運営委員会の招集は、会日の 10 日前までに、会議の目的たる事項並びに開会の日時及び場所を文書で通知することによって行う。

第 30 条 運営委員会は、常任運営委員及び運営委員の各 3 分の 2 以上の出席がなければ、その会議を開き、議決又は承認を行うことができない。

第 31 条 運営委員会の議長は、運営委員会が、出席した常任運営委員及び運営委員のうちから選出する。

第 32 条 運営委員会の議決及び承認は、出席した常任運営委員及び運営委員の各過半数をもって決する。可否同数のときは議長これを決する。

第 33 条 常任運営委員会は、年 4 回以上会長が招集する。

第 34 条 常任運営委員会は、会長、副会長、理事及び常任運営委員をもって構成する。

第 35 条 次に掲げる事項は、常任運営委員会の議決又は承認を経なければならない。

(1) 運営委員会に提案する事項

(2) 運営委員会より委託された事項

(3) 会務運営及び事業執行に必要な事項

(4) その他理事会の必要と認めた事項

第 36 条 常任運営委員会の招集は、会日の 10 日前までに、会議の目的たる事項並びに開会の日時及び場所を文書で通知することによって行う。

- 第 37 条 常任運営委員会は、常任運営委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、その会議を開き、議決又は承認を行うことができない。
- 第 38 条 常任運営委員会の議長は、常任運営委員会が出席した常任運営委員のうちから選出する。
- 第 39 条 常任運営委員会の議決及び承認は、出席した常任運営委員の過半数をもって決する。可否同数のときは議長これを決する。
- 第 40 条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。
- 第 41 条 理事会は、会長が必要と認めるとき招集する。
2. 副会長及び理事の過半数又は監事の過半数の請求があったときは、会長はすみやかにこれを招集しなければならない。
3. 理事会の議長は、会長とする。
- 第 42 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会、運営委員会及び常任運営委員会の招集並びにこれに提出する議案
- (2) 会務運営及び事業執行に関する事項
- (3) 支部、合同支部及びグループに関する事項
- (4) その他会長が必要と認めた事項
- 第 43 条 理事会は、構成員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、その会議を開き、議決を行うことができない。
- 第 44 条 理事会の議決は、構成員の過半数をもって決する。
- 第 45 条 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって構成する。
2. 常任理事会は、次の場合に開催する。
- (1) 会長が必要と認めるとき。
- (2) 常任理事現在数の 5 分の 1 以上から招集があったとき。
3. 常任理事会は、会長が招集する。
4. 会長は、第 2 項第 2 号により請求があったときは、その日から 14 日以内に常任理事会を招集しなければならない。
5. 常任理事会において議決した事項は、理事会に報告し、その承認を求めなければならない。
6. 常任理事会については、第 41 条(議長)、第 43 条(定足数等)の規定を準用する。
7. その他常任理事及び常任理事会に関し必要な事項は、総会において別に定める。
- 第 46 条 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 第 47 条 会長は、毎事業年度の終りに、決算書を監事に提出し、監査を受けなければならない。
- 第 48 条 この章に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第 6 章 支部及び合同支部

- 第 49 条 本会に、支部及び合同支部を設ける。
- 第 50 条 支部は、都道府県ごとに設ける。ただし、常任運営委員会の承認を得て、都道府県内の地

区を分割して、支部を設けることができる。

第 51 条 支部は、正会員及び特別会員をもって構成する。

第 52 条 支部に支部長をおく。

2. 支部長は、支部を代表し、支部の会務を執る。

3. 支部長は、支部総会で当該支部に属する正会員及び特別会員のうちから選任する。

第 53 条 地域ごとに支部を合して合同支部を設ける。

2. 合同支部を構成する支部を変更するときは、常任運営委員会の承認を得なければならない。

第 54 条 合同支部に合同支部長及び合同支部役員会をおく。

2. 合同支部長は、合同支部を代表し、その会務を執る。

3. 合同支部長は、当該合同支部の役員会で、当該合同支部に属する正会員及び特別会員のうちから選任する。

4. 合同支部役員会は、支部長及び規則に定めるところにより、会員のうちから選任されたものをもって構成する。

第 55 条 支部長及び合同支部長の任期は2年とする。

2. 支部長又は合同支部長に欠員が生じたときは、すみやかに補欠選任を行い、その任期は前任者の残任期間とする。

## 第7章 グループ

第 56 条 グループは、本会の基本であって、本会の目的を具体的に研究実践する機関である。

2. 正会員及び特別会員は、その所属支部のいずれかのグループに所属しなければならない。

3. グループは、所属正会員中より、グループ長1名を選任する。

4. 支部長は、当該支部内に必要なグループを設置しなければならない。

## 第8章 室、部及び委員会

第 57 条 本会に室、部及び委員会を置くことができる。

第 58 条 室、部及び委員会の構成員は、正会員及び特別会員のうちから、会長が任命し、又は委嘱する。

2. 室長は、理事とする。

3. 第1項の構成員の任期は、会長の残任期間とする。

第 59 条 この章に定めるもののほか、室、部及び委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第9章 庶務及び会計

- 第 60 条 本会に事務局を置く。
2. 事務局職員に関する職制、任免、給与、分掌及び就業に関し必要な事項は、会長が理事会に諮りこれを決定する。
- 第 61 条 本会の経費は、資産をもってあてる。
- 第 62 条 会費及び入会金の額及び賦課徴収方法は、総会がこれを定める。
2. 前項の会費は、指定期日までに納入しなければならない。
3. 特別会費は、特別の事業のため特に必要ある場合に運営委員会の議決を経て徴収する。
4. すでに収納した会費及び入会金は、如何なる場合でも返還しない。
- 第 63 条 各年度において剰余金があるときは、総会の議決を経て、その全部又は一部を翌年度に繰越し、又は積立金とするものとする。
- 第 64 条 各年度において決定した経費の定額をもって、他の年度に属すべき経費にあてることはできない。
2. 数年を期して行う事業につき、継続費として総額を定めたものは、毎年度の支出残額を事業完成年度まで逐時繰越して使用することができる。
- 第 65 条 年度開始前に予算が成立しないときは、成立する日まで前年度予算を施行する。
2. 前項による収支は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 第 66 条 本会の会計年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終る。

## 第 10 章 資 産

- 第 67 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 会費、特別会費及び入会金
  - (2) 寄付金品
  - (3) 補助金
  - (4) 事業に伴う収入
  - (5) 資産から生ずる収入
  - (6) その他の収入
- 第 68 条 資産は、会長がこれを管理し、運営委員会の議決を経なければ処分することができない。

## 第 11 章 定款の変更及び解散

- 第 69 条 この定款は、総会において会員の5分の3以上の同意を経、厚生労働大臣の認可を得なければ変更することができない。
- 第 70 条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。
2. 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、厚生労働大臣の許可を得て類似の目的をもつ他の団体に寄付するものとする。

## 附 則

1. この定款は、認可の日より施行する。
2. この定款施行の際、現に役員、常任運営委員及び運営委員の任にある者は、改正規定により選任されたものとみなし、その任期は、昭和 55 年 4 月 30 日までとする。
3. この定款施行の際、現に役員、常任運営委員及び運営委員の任にある者は、改正規定により選任されたものとみなし、その任期は、昭和 61 年 4 月 30 日までとする。

昭和 45 年 11 月 12 日

社団法人 設立許可 厚生省収薬第 17,767 号

昭和 45 年 12 月 5 日

東京法務局 渋谷出張所登記

昭和 48 年 7 月 21 日

定款一部変更の許可 厚生省収薬第 12,291 号

昭和 54 年 11 月 2 日

定款一部変更の許可 厚生省収薬第 25,136 号

昭和 60 年 9 月 27 日

定款一部変更の許可 厚生省収薬第 27,693 号

平成 15 年 11 月 4 日

定款一部変更の許可 厚生労働省発薬食第 1104038 号

平成 16 年 7 月 22 日

定款一部変更の許可 厚生労働省発薬食第 0722038 号